

平成30年3月14日

## 株 主 各 位

東京都中央区銀座七丁目2番22号  
共同ピール株式会社  
取締役社長 谷 鉄也

### 第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年3月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成30年3月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号  
メルパルク東京 4階 孔雀の間  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第54期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役7名選任の件  
第3号議案 取締役及び監査役の報酬額決定方法と役員賞与支給の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kyodo-pr.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度の当社グループを取り巻く経営環境においては、国内外ともに緩やかな景気の回復が続きました。

PR業界につきましては、昨年同様に、従来の広報活動の支援・代行や危機管理広報のコンサルティングに対する需要は依然として堅調であることに加えて、マーケティングやコミュニケーション活動にPR手法を取り入れる施策も広がりを見せており、市場全体が拡大しております。

このような環境の下、当社は、引き続き新規リテイナー契約及び既存顧客からのオプション&スポット案件の獲得に注力いたしました。

その結果、リテイナー契約に関しては、契約件数が前期比増となり、売上高は前期比66百万円増加しました。オプション&スポット案件に関しては、売上高は前期比80百万円減少しましたが、ペイドパブリシティに関しては、売上高は300百万円増加しました。

一年を通して多かったお問い合わせは、総合PR、メディアトレーニングやセミナーに関するものでした。当社の強みであり、また、高い売上高比率を占める官公庁からの案件は、継続的に引き合いを受けております。

利益面につきましては、当社売上高の増加に伴いまして、当事業年度当初に想定していた利益水準を上回る結果となりました。

以上のことから、当事業年度の売上高は3,883百万円(前期比8.0%増)、営業利益192百万円(同48.6%増)、経常利益186百万円(同43.4%増)、当期純利益170百万円(同33.6%増)となりました。

当期の期末配当につきましては、前期に引き続き黒字となりましたが、当社単体の繰越利益剰余金がいまだマイナスである現状では、誠に遺憾ながら、引き続き無配とさせていただきたく存じます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

サービス区分別の状況は以下のとおりであります。

(リテイナー)

リテイナー契約数の伸張に取り組み、契約件数が前期比増となったことから、リテイナーの売上高は、前年比66百万円 (3.5%) 増加の1,973百万円となりました。

(オプション&スポット)

前年比5.5%減少したことにより、オプション&スポットの売上高は、前年比80百万円減少の1,389百万円となりました。

(ペイドパブリシティ)

ペイドパブリシティにおける売上高は、前年比300百万円 (137.2%) 増加の519百万円となりました。

#### 単体区分別状況表

| サービス区分     | 売上高      | 前期比    |
|------------|----------|--------|
| リテイナー      | 1,973百万円 | 103.5% |
| オプション&スポット | 1,389    | 94.5   |
| ペイドパブリシティ  | 519      | 237.2  |

(注) 1. 金額は、販売価格によっております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

#### ② 設備投資の状況

当事業年度中におきましては、リース資産等について総額23百万円の新規設備投資を実施いたしました。

#### ③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

#### ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

#### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

#### ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

#### ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                               | 第 51 期<br>(平成26年12月期) | 第 52 期<br>(平成27年12月期) | 第 53 期<br>(平成28年12月期) | 第 54 期<br>(当事業年度)<br>(平成29年12月期) |
|-----------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                        | 3,541                 | 3,246                 | 3,596                 | 3,883                            |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)(百万円)          | △531                  | 78                    | 127                   | 170                              |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△) (円) | △432.27               | 63.79                 | 103.79                | 138.65                           |
| 総 資 産(百万円)                        | 2,209                 | 2,053                 | 1,549                 | 1,809                            |
| 純 資 産(百万円)                        | 365                   | 476                   | 604                   | 784                              |
| 1株当たり純資産額 (円)                     | 297.22                | 387.73                | 491.19                | 633.93                           |

(注) 記載の金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名              | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|--------------------|-------|----------|---------|
| 共和ビー・アール株式会社       | 10百万円 | 100.0%   | PR事業    |
| 株式会社マンハッタンビー<br>ブル | 25百万円 | 100.0%   | PR事業    |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、「我々は情熱と創造性で顧客の課題解決を図り、100年のコミュニケーションをつなぐPRエージェンシーである」という経営理念を掲げ、メディアや市場環境が変化の中で、多様化する顧客の課題に対応し、顧客が長期的に成長するためにコミュニケーション活動をサポートしています。また、「No. 1 PR」というビジョンを掲げ、さまざまなステークホルダーの皆様から、長期的に信頼され選んでいただけるNo. 1のPR会社になるために、グループ全社員の力をひとつに結集してまいります。

以上のことを目指すうえで、当社が事業を展開するにあたり、対処すべき課題として認識している点は以下のとおりです。

##### ①PRコンサルティング業務の質の向上

当社が創業以来重点的に行ってきた企業の広報活動の支援及びコンサルティング業務において、顧客から長期的に信頼されるには、顧客課題を適切に把握し、解決できる力が求められます。そのために、社員の課題解決力、提案力などPRコンサルティング業務の質を向上してまいります。

##### ②マーケティング分野の取り組み

昨今のPR業界では、マーケティングやコミュニケーション活動にPR手法を取り入れる施策が広がりを見せており、既存の「PR」と「広告」の定義を超えるマーケティング分野への対応が急務となっております。当社では、組織横断的なタスクフォースを組成し、業界の動向や最新のPR手法を共有し、顧客の課題解決に繋げています。

また、広告代理店のコミュニケーションプランや販促プロモーションに、PR手法を活用するケースが年々増加しており、広告代理店への営業、連携を強化してまいります。

##### ③デジタル・コミュニケーション領域の強化

マーケティング分野において、とりわけネットメディア等を活用したデジタル・コミュニケーション領域の事業強化に取り組んでいます。昨年、エリアマーケティングを支援するメイシス株式会社とともに、地域に影響力があるインフルエンサー※を活用したサービス「ローカルインフルエンサーPR」を開始しました。また、インフルエンサーマーケティング事業等を行う株式会社VAZとの資本業務提携を通じ、この領域の強化を行ってまいります。

※インフルエンサー…YoutubeやInstagramなどのソーシャルメディアを活用して情報を提供し、社会に大きな影響を与える人々の総称。

#### ④セミナー・コンテンツ事業の強化

PR市場が成長する中で、PRに関する知識の習得、人材の育成に注力する企業・団体が増えています。当社では、現在行っている「広報の学校」などスクール・トレーニング事業などセミナー事業も一層強化してまいります。また、企業のPRを支援するコンテンツの発掘、開発を強化してまいります。

#### ⑤経営理念の浸透と従業員の育成

経営理念を全従業員が理解し、その体現を図るよう、経営方針の共有、会社行事の開催、人事制度など社内制度の整備、社員教育を推進してまいります。

#### ⑥人材採用の強化

定期的な新卒採用と長期的な人材育成を基本戦略としながらも、経営理念に共感していただけるPR経験者の中途採用、バイリンガル人材や異業種からの人材採用も活用し、より多様性のある組織づくりをしてまいります。

#### ⑦「働き方改革」の推進

「働き方改革基本方針」を定め、社員が意欲、能力を十分に発揮でき、生産性を向上できるよう、また多様な働き方に対応できる環境を整備してまいります。

#### ⑧子会社の専門特化

映画及び映像に関連した商品を専門にPRする株式会社マンハッタンピープル、医療・医薬品のPRに関する専門人材を抱える共和ピー・アール株式会社については、それぞれ得意とする領域により特化してまいります。これにより、グループ全体で幅広い業界のPRニーズに対応してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

当社の主な事業はPR事業のみであり、以下のサービス区分別に分類されます。

| サービス区分      | 主 要 な 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| リ テ イ ナ ー   | <p>リテイナーとは、企業等の広報活動を6ヶ月以上の契約をもって支援及びコンサルティングをしていくものであります。</p> <p>具体的な業務内容としては、PR戦略の策定からパブリシティ（記事化）業務、不祥事発生時の危機管理広報対応支援等までとなります。パブリシティの流れとしては、PR素材の特定及び開発の支援、ニュースリリースの作成支援、マスコミ各社の担当記者リストの整備、マスコミ各社への配信・配布とフォローアップ、マスコミからの取材の調整、マスコミでの掲載及び報道の確認、活動報告となります。</p> <p>最近では、インターネットを使った広報活動のほか、IPOやIR（Investor Relations）活動と連動したものでサービスの範囲が広がってきています。</p> |
| オプショナル&スポット | <p>オプショナル&amp;スポットとは、上記リテイナー契約顧客に対する一時的な付加サービスと、リテイナーと同様のサービスを提供するもののその期間が6ヶ月に満たないものをさします。</p> <p>オプショナルの具体的な業務としては、記者発表会、プレスセミナー、PRイベント、アンケート・パブリシティ、ホームページや会社案内等の制作、危機管理広報マニュアルの作成、記者会見のシミュレーション・トレーニング等があげられます。スポットとしては、新製品記者発表会等を挟んだ一定期間（2～3ヶ月）のPR活動や、展示会や美術展等のイベントの開催告知目的のPR活動等が主なものであります。</p>                                                 |
| ペイドパブリシティ   | <p>パブリシティ業務において、顧客のニーズやPR素材の性質によっては、新聞や雑誌等の特定のページを購入して、顧客の意図する内容を記事形式で掲載していく手法をとる場合があります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                       |

(6) 主要な営業所（平成29年12月31日現在）

|     |                  |
|-----|------------------|
| 本 社 | 東京都中央区銀座七丁目2番22号 |
|-----|------------------|

(7) 使用人の状況（平成29年12月31日現在）

| 使用人数       | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 203 (19) 名 | 11 (▲3) 名 | 37.5歳 | 7.8年   |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年12月31日現在）

| 借 入 先                   | 借 入 額  |
|-------------------------|--------|
| 株 式 会 社 新 生 銀 行         | 140百万円 |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 93百万円  |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行         | 51百万円  |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成29年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,040,000株  
(2) 発行済株式の総数 1,260,000株  
(3) 株主数 640名  
(4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                   | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-------------------------|-------|---------|
| 株 式 会 社 新 東 通 信         | 381千株 | 31.0%   |
| 株式会社テクノグローバル研究所         | 200   | 16.3    |
| S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社 | 69    | 5.6     |
| 佐 藤 友 亮                 | 55    | 4.5     |
| 共 P グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会 | 46    | 3.8     |
| 山 本 文 彦                 | 27    | 2.2     |
| 高 長 樹                   | 27    | 2.2     |
| 上 村 巍                   | 22    | 1.8     |
| 百 溪 直 司                 | 21    | 1.7     |
| 鈴 木 泰 弘                 | 19    | 1.6     |

- (注) 1. 持株比率は自己株式（30,365株）を控除して計算しております。  
2. 自己株式は上記の表から除外しております。  
3. 表示単位未満につきまして、持株数は切り捨て、持株比率は小数点第2位を四捨五入しております。



### 3. 新株予約権等に関する状況

- (1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(平成29年12月31日現在)  
該当事項はありません。
  
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
(平成29年12月31日現在)  
該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

|                                               | 第1回新株予約権（平成28年11月22日取締役会決議）                  | 第2回新株予約権（平成28年11月22日取締役会決議）                  | 第3回新株予約権（平成28年11月22日取締役会決議）                  |
|-----------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 新株予約権の数（個）                                    | 504                                          | 339                                          | 352                                          |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）                          | —                                            | —                                            | —                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                              | 普通株式                                         | 普通株式                                         | 普通株式                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株）                            | 50,400                                       | 33,900                                       | 35,200<br>(注) 1                              |
| 新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり）（円）                      | 726                                          | 726                                          | —                                            |
| 行使に際して出資される財産の価額（1株当たり）（円）                    | —                                            | —                                            | 767                                          |
| 新株予約権の行使期間                                    | 自平成28年12月23日<br>至平成38年12月22日                 | 自平成30年4月1日<br>至平成35年12月22日                   | 自平成30年12月23日<br>至平成35年12月22日                 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（1株当たり）（円） | 発行価格<br>733<br>資本組入額<br>367                  | 発行価格<br>733<br>資本組入額<br>367                  | 発行価格<br>733<br>資本組入額<br>367                  |
| 新株予約権の行使の条件                                   | (注) 2                                        | (注) 3                                        | (注) 4                                        |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                                | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |

- (注) 1.平成29年中において、交付者のうち当社使用人1名が退職したため、権利を喪失し、800株減少しています
- 2.(1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額（但し、(注) 3

に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額(但し、(注)3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. (1) 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載された連結損益計算書において、平成29年12月期から平成31年12月期までのいずれかの期における営業利益が400百万円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使することができるものとする。

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退

任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (5) その他の権利行使条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成29年12月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                            |
|---------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 会 長     | 古 賀 尚 文 | —                                                                                                                                  |
| 代 表 取 締 役 社 長 | 谷 鉄 也   | 当社PRアカウント本部 本部長、共和ピー・アール株式会社 取締役、株式会社マンハッタンピープル 取締役、株式会社STホールディングス 代表取締役、株式会社新東通信 取締役、株式会社M'sブリッジ 取締役、上海新東通信広告有限公司 董事、クローク株式会社 取締役 |
| 取 締 役 副 社 長   | 沼 田 英 之 | 当社PRアカウント本部副本部長、共和ピー・アール株式会社 代表取締役社長、株式会社マンハッタンピープル 取締役、株式会社新東通信 取締役、株式会社M'sブリッジ 代表取締役                                             |
| 専 務 取 締 役     | 西 井 雅 人 | 当社コーポレート本部本部長、共和ピー・アール株式会社 取締役、株式会社マンハッタンピープル 取締役、株式会社新東通信 取締役、日本プロパティマネジメント株式会社 監査役、上海新東通信広告有限公司 監事                               |
| 取 締 役         | 木 村 忠 久 | 当社PRアカウント本部特命担当役員、株式会社マンハッタンピープル 取締役                                                                                               |
| 取 締 役         | 原 野 圭 司 | 当社PRアカウント本部副本部長                                                                                                                    |
| 取 締 役         | 平 英 毅   | 東京市谷法律事務所 弁護士（パートナー）                                                                                                               |
| 常 勤 監 査 役     | 中 田 一 久 | —                                                                                                                                  |
| 監 査 役         | 行 本 憲 治 | 行本憲治公認会計士事務所 所長<br>株式会社アルファアソシエーツ 取締役<br>株式会社DTS 監査役                                                                               |
| 監 査 役         | 黒 澤 基 弘 | 公智法律事務所 代表弁護士<br>黒澤基弘税理士事務所 税理士<br>株式会社東横インホテル企画開発 監査役                                                                             |

- (注) 1. 取締役平英毅氏は、社外取締役であります。
2. 取締役平英毅氏は、弁護士及び中小企業診断士の資格を有しており、法務はもとより企業経営に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役 平英毅氏、監査役 行本憲治氏、監査役 黒澤基弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役行本憲治及び監査役黒澤基弘の両氏は、社外監査役であります。
5. 監査役行本憲治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 監査役黒澤基弘氏は、弁護士の資格を有しており、法曹界での長年の経験があり、コンプライアンス及びガバナンスに関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分              | 支給人員      | 支給額          |
|------------------|-----------|--------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 7<br>(1)名 | 80<br>(5)百万円 |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 5<br>(3)  | 12<br>(6)    |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 12<br>(4) | 92<br>(12)   |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成14年3月27日開催の第38期定時株主総会において年額200百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
 3. 監査役の支給額には、前回の定時株主総会で任期満了により退任した監査役2名の報酬等の額が含まれております。  
 4. 監査役の報酬限度額は、平成14年3月27日開催の第38期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。

- ② 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額  
 該当事項はありません。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

|           | 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係                                                                                                                                         |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 平 英毅  | <p>東京市谷法律事務所 弁護士（パートナー）<br/>同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。</p>                                                                                                       |
| 監査役 行本 憲治 | <p>行本憲治公認会計士事務所 所長<br/>同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。<br/>株式会社アルファアソシエーツ 取締役<br/>同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。<br/>株式会社D T S 監査役<br/>同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。</p>   |
| 監査役 黒澤 基弘 | <p>公智法律事務所 代表弁護士<br/>同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。<br/>黒澤基弘税理士事務所 税理士<br/>同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。<br/>株式会社東横インホテル企画開発 監査役<br/>同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。</p> |

##### ② 当事業年度における主な活動状況

|           | 活 動 状 況                                                                                                                                                           |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 平 英毅  | <p>当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と知見に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。</p>                                                                                       |
| 監査役 行本 憲治 | <p>当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会7回に出席いたしました。取締役会において、公認会計士としての専門的見地から必要に応じ、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>      |
| 監査役 黒澤 基弘 | <p>平成29年3月30日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回、監査役会5回に出席いたしました。取締役会において、弁護士として、高い見識と豊富な経験に基づき適宜質問をし意見を述べております。また、監査役会において、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。</p> |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第29条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 支 払 額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 20百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りとの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、その解任の是非について十分審議を行ったうえ、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人が適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。



(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月  
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

- (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、すべての取締役及び使用人の法令・定款及び社会規範を遵守した行動の徹底を図るため、取締役、内部監査室長、管理部門責任者、社外の有識者で構成したガバナンス・コンプライアンス委員会を設置し、実際の活動を推進するために各部門及び各子会社にコンプライアンス推進担当者を任命する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。

また、取締役及び監査役はそれらの文書を随時閲覧できるものとする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により全社のリスクに関する統括責任者として代表取締役を任命し、リスク管理委員会において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。新たに発生したリスクについてはすみやかに担当部署を定める。内部監査室が各部門及び各子会社のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役及びリスク管理委員会またはそれに準ずる重要会議に報告し、リスク管理委員会またはそれに準ずる重要会議において、改善策を審議・決定する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門及び各子会社においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

- (5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

法務部門は、重要な契約については顧問弁護士のリーガルチェックを受けるなど、契約の事前審査を厳格化、充実を図る。また適時顧問弁護士の協力を得て、契約上のリスクを洗い出し、リスク管理委員会またはそれに準ずる重要会議へ報告する。

またガバナンス・コンプライアンス委員会主導の下、当社グループのコンプライアンス行動理念の実践を図るため、コンプライアンス研修を義務付け、継続的に実施し、子会社を含めた取締役及び使用人に受講を義務付ける。研修成果については、その度合いを数値化して、社内イントラネット等が必要に応じて適時公表する。

さらに当社グループのコンプライアンスの啓蒙に加え、内部通報制度に基づき社内外に設置する通報窓口と関連する社内規程の周知を目的に、通報窓口の連絡先を記載したコンプライアンスマニュアルを作成、全取締役及び使用人へ配布する。

子会社の取締役は、毎月及び臨時で開催される当社の取締役会へ出席し、当社の取締役及び監査役へ子会社の状況及び重要事項を報告する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、あらかじめ監査役の同意を必要とする。当該補助使用人は専ら監査役の指揮命令下に置かれる。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、直接または当社・子会社の担当部署を通じて、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。

また、常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部門長会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めるものとする。

監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- (8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループは、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した監査法人に意見を求める等の必要な連携を図っていくこととする。

- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動規範」に定め、基本方針とする。また、必要に応じて警察、顧問弁護士等の外部の専門機関とも連携をとり、体制の強化を図るものとする。

- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

- (12) 上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実に向けた実施状況は次のとおりであります。

- ①取締役会を19回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ②常勤取締役会議を週1回開催し、当社グループにおける課題の共有と対応策の検討を実施いたしました。
- ③監査役会を7回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- ④財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ⑤情報セキュリティマネジメントシステムについて、ISO/IEC 27001:2013/JIS Q 27001:2014の要求に適合している旨の更新認証を受け、個人情報を含めた会社の機密情報の管理を図りました。
- ⑥常勤取締役、内部監査室長、管理部門責任者、社外の有識者からなるガバナンス・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス研修の状況、衛生委員会の状況、残業時間を含む社員の労務環境等について情報共有と対策を検討いたしました。
- ⑦取締役及び使用人を対象に、内部者情報管理、労務管理、与信管理等についてのコンプライアンス研修を実施いたしました。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に対する基本方針については、特に定めておりません。

# 貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部                |                  |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>1,412,310</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>931,603</b>   |
| 現金及び預金             | 376,851          | 買掛金                    | 305,365          |
| 受取手形               | 90,202           | 短期借入金                  | 197,400          |
| 売掛金                | 826,884          | 1年内返済予定の長期借入金          | 102,512          |
| 未成業務支出金            | 22,270           | 未払金                    | 68,558           |
| 前払費用               | 29,977           | 未払費用                   | 109,295          |
| 繰延税金資産             | 76,604           | 未払法人税等                 | 43,775           |
| その他                | 8,036            | 未払消費税等                 | 28,042           |
| 貸倒引当金              | △18,516          | 前受金                    | 24,931           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>396,717</b>   | 預り金                    | 32,452           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>96,289</b>    | 役員賞与引当金                | 4,960            |
| 建物                 | 42,825           | その他                    | 14,309           |
| 工具、器具及び備品          | 4,368            | <b>固 定 負 債</b>         | <b>92,654</b>    |
| 土地                 | 33,304           | 長期借入金                  | 51,290           |
| その他                | 15,789           | 役員退職慰労引当金              | 7,916            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>21,534</b>    | その他                    | 33,447           |
| ソフトウェア             | 214              | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,024,257</b> |
| 電話加入権              | 1,977            | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| リース資産              | 19,342           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>764,227</b>   |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>278,893</b>   | 資本金                    | 419,900          |
| 投資有価証券             | 63,107           | 資本剰余金                  | 360,655          |
| 関係会社株式             | 49,460           | 資本準備金                  | 360,655          |
| 敷金及び保証金            | 135,438          | 利益剰余金                  | △226             |
| 前払年金費用             | 7,757            | 利益準備金                  | 13,500           |
| 保険積立金              | 22,427           | その他利益剰余金               | △13,726          |
| 破産更生債権等            | 127,176          | 別途積立金                  | 150,000          |
| その他                | 702              | 繰越利益剰余金                | △163,726         |
| 貸倒引当金              | △127,176         | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△16,100</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>1,809,027</b> | 評価・換算差額等               | 15,272           |
|                    |                  | その他有価証券評価差額金           | 15,272           |
|                    |                  | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>5,270</b>     |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>784,769</b>   |
|                    |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>1,809,027</b> |

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで）

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額         |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 3,883,022 |
| 売 上 原 価               |         | 1,700,680 |
| 売 上 総 利 益             |         | 2,182,342 |
| 販売費及び一般管理費            |         | 1,990,262 |
| 営 業 利 益               |         | 192,079   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 34      |           |
| 受 取 配 当 金             | 313     |           |
| 受 取 賃 貸 料             | 2,053   |           |
| そ の 他                 | 76      | 2,477     |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 6,963   |           |
| 売 上 割 引               | 908     |           |
| 為 替 差 損               | 622     | 8,494     |
| 経 常 利 益               |         | 186,062   |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 370     |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 1,474   | 1,845     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 184,216   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 29,430  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △15,708 | 13,722    |
| 当 期 純 利 益             |         | 170,494   |

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から)  
(平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本 |         |              |           |              |               |              |         |             |
|---------------------------------|---------|---------|--------------|-----------|--------------|---------------|--------------|---------|-------------|
|                                 | 資 本 金   | 資本剰余金   |              | 利 益 剰 余 金 |              |               |              | 自己株式    | 株 主 資 本 計 合 |
|                                 |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金     |               | 利益剰余金<br>合 計 |         |             |
|                                 |         |         |              |           | 別 途<br>積 立 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |         |             |
| 当 期 首 残 高                       | 419,900 | 360,655 | 360,655      | 13,500    | 150,000      | △334,220      | △170,720     | △16,058 | 593,775     |
| 事業年度中の変動額                       |         |         |              |           |              |               |              |         |             |
| 剰余金の配当                          |         |         |              |           |              |               |              |         | —           |
| 当 期 純 利 益                       |         |         |              |           |              | 170,494       | 170,494      |         | 170,494     |
| 自己株式の取得                         |         |         |              |           |              |               |              | △42     | △42         |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) |         |         |              |           |              |               |              |         |             |
| 事業年度中の変動額合計                     | —       | —       | —            | —         | —            | 170,494       | 170,494      | △42     | 170,452     |
| 当 期 末 残 高                       | 419,900 | 360,655 | 360,655      | 13,500    | 150,000      | △163,726      | △226         | △16,100 | 764,227     |

|                                 | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権 | 純資産合計   |
|---------------------------------|------------------|----------------|-------|---------|
|                                 | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |         |
| 当 期 首 残 高                       | 10,232           | 10,232         | 950   | 604,958 |
| 事業年度中の変動額                       |                  |                |       |         |
| 剰余金の配当                          |                  |                |       | —       |
| 当 期 純 利 益                       |                  |                |       | 170,494 |
| 自己株式の取得                         |                  |                |       | △42     |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) | 5,039            | 5,039          | 4,320 | 9,359   |
| 事業年度中の変動額合計                     | 5,039            | 5,039          | 4,320 | 179,811 |
| 当 期 末 残 高                       | 15,272           | 15,272         | 5,270 | 784,769 |

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ②その他有価証券
- ・時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・時価のないもの 移動平均法による原価法

#### ③たな卸資産

- ・未成業務支出金 個別法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

#### ②無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### ③リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②受注損失引当金

- 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌年事業年度以降の損失見込額を引当計上しております。

#### ③役員賞与引当金

- 役員賞与の支出に充てるために、支給見込み金額に基づき計上しております。

#### ④退職給付引当金

- 従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合は、前払年金費用に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、

給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく事業年度末支給見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

定期預金 4,513千円

上記担保資産に対応する債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 193,192千円

(3) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 18,592千円

短期金銭債務 25,407千円

5. 損益計算書に関する注記

営業取引

関係会社との売上高 134,797千円

関係会社からの仕入高 58,116千円

営業取引以外 17,690千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 1,260千株     | 一千株        | 一千株        | 1,260千株    |

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 30,317株     | 48株        | 一株         | 30,365株    |

### (3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

### (4) 事業年度末における新株予約権に関する事項

当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 50,400株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|              |          |
|--------------|----------|
| 未払事業税・事業所税   | 6,952千円  |
| 貸倒引当金        | 44,701   |
| 役員退職慰労引当金    | 2,423    |
| 未払賞与         | 21,457   |
| 投資有価証券評価損    | 4,914    |
| 資産除去債務       | 5,155    |
| 繰越欠損金        | 165,309  |
| その他          | 7,194    |
| 繰延税金資産 小計    | 258,108  |
| 評価性引当額       | △181,478 |
| 繰延税金資産 合計    | 76,630   |
| 繰延税金負債       |          |
| 未成業務支出金      | △25      |
| 前払年金費用       | △2,373   |
| その他有価証券評価差額金 | △6,733   |
| 繰延税金負債 合計    | △9,133   |
| 繰延税金資産の純額    | 67,497   |

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産により運用しております。また、資金調達については、自己資金により充当しておりますが、短期的な運転資金が必要となる場合には銀行借入により調達しております。デリバティブ取引等の投機的な取引は行っておりません。

#### ②金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、与信管理規程の遵守によりリスク低減を図っております。また、コーポレート本部財務経理室が、顧客毎の営業債権回収状況を管理し、回収遅延債権については速やかに営業担当に報告、注意喚起をし、営業債権の早期回収に取り組んでおります。

投資有価証券は、取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。上場会社については定期的に時価の把握を行っております。

敷金・保証金は、貸主に対し差入れているものであり、当該貸主の信用リスクに晒されております。また、契約締結前に貸主の信用調査を行っております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

また、営業債務である買掛金、未払金、未払費用や短期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、四半期毎に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

#### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）をご参照ください。）。

|                               | 貸借対照表計上額   | 時 価        | 差 額    |
|-------------------------------|------------|------------|--------|
| (1) 現 金 及 び 預 金               | 376,851 千円 | 376,851 千円 | － 千円   |
| (2) 受 取 手 形                   | 89,904     | 89,904     | －      |
| (3) 売 掛 金                     | 808,665    | 808,665    | －      |
| (4) 投 資 有 価 証 券               | 62,096     | 62,096     | －      |
| (5) 敷 金 及 び 保 証 金             | 135,438    | 109,356    | 26,082 |
| 資 産 計                         | 1,472,956  | 1,446,874  | 26,082 |
| (1) 買 掛 金                     | 305,365    | 305,365    | －      |
| (2) 短 期 借 入 金                 | 197,400    | 197,400    | －      |
| (3) 未 払 金                     | 68,558     | 68,558     | －      |
| (4) 未 払 費 用                   | 109,295    | 109,295    | －      |
| (5) 長 期 借 入 金<br>(1年内返済予定を含む) | 153,802    | 152,216    | 1,585  |
| 負 債 計                         | 834,421    | 832,836    | 1,585  |

※受取手形及び売掛金は貸倒引当金控除後の金額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### 資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

- (5) 敷金及び保証金

将来のキャッシュ・フローをその発生が見込まれる期間に対応する適切な利率で割り引いた現在価値によっております。

#### 負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分        | 貸借対照表計上額 |
|------------|----------|
| 非上場株式(※1)  | 1,011 千円 |
| 関係会社株式(※2) | 49,460   |

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4)投資有価証券」には含めておりません。

(※2) 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

|         | 1 年 内      | 1 年 超<br>5 年 内 | 5 年 超<br>10 年 内 | 10 年 超 |
|---------|------------|----------------|-----------------|--------|
| 預 金     | 375,310 千円 | — 千円           | — 千円            | — 千円   |
| 受 取 手 形 | 89,904     | —              | —               | —      |
| 売 掛 金   | 808,665    | —              | —               | —      |
| 合 計     | 1,273,879  | —              | —               | —      |

※敷金・保証金については、償還予定が明確に確定できないため、上表には含めておりません。

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

|       | 1 年 内     | 1 年 超<br>2 年 内 | 2 年 超<br>3 年 内 | 3 年 超<br>4 年 内 | 4 年 超<br>5 年 内 | 5 年 超 |
|-------|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 短期借入金 | 197,400千円 | —千円            | —千円            | —千円            | —千円            | —千円   |
| 長期借入金 | 102,512   | 38,602         | 10,176         | 2,512          | —              | —     |
| 合 計   | 299,912   | 38,602         | 10,176         | 2,512          | —              | —     |

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産に関する注記は、重要性が乏しいため省略しております。

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類           | 社名           | 議決権等<br>所有割合        | 関連当事<br>者との関<br>係         | 取引内容        | 取引金額  | 科目  | 期末残高  |
|--------------|--------------|---------------------|---------------------------|-------------|-------|-----|-------|
| その他の<br>関係会社 | 株式会社<br>新東通信 | 被所有<br>直接<br>31.04% | PR業務<br>の委託、<br>役員の兼<br>任 | PR業務<br>の委託 | 57百万円 | 買掛金 | 22百万円 |

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 638円21銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 138円65銭 |

## 12. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成30年2月15日成立の取締役会において、株式会社新東通信（以下「新東通信」という。）を割当予定先とする第三者割当により発行される新株式の募集を行うこと（以下「本第三者割当増資」という。）及び株式会社VAZ（以下「VAZ」という。）が実施する第三者割当により発行される新株式を引き受け、同社と資本業務提携（以下「本資本業務提携」という。）を行うことについて決議いたしました。

### (1) 本資本業務提携

#### ①目的及び理由

当社は、昨今のPR業界では「マーケティングやコミュニケーション活動にPR手法を取り入れる施策も広がりを見せており、市場全体が拡大して」いることから、既存の「PR」と「広告」の定義を超えるマーケティング分野への対応が急務になっていると認識しています。とりわけ、WEBメディアの変化に伴い、当社でもデジタル・コミュニケーション領域の事業強化が課題となっており、その中でも「インフルエンサーマーケティング」は最も注力しているサービスです。このような状況下で、当社グループは、平成29年6月から、メシスとともに、地域に影響力があるインフルエンサーを活用したプロモーションサービス「ローカルインフルエンサーPR」の提供を開始いたしました。

一方、VAZは、インフルエンサーマーケティング事業を中核として、インターネット発21世紀の女の子たちに送る次世代電波通信「Me1」を運営するメディア事業や後述する「第0新卒」と定義される非大卒者向け就職支援サービス「バズキャリア」を運営する就職支援サービス事業を展開しています。特に、インフルエンサーマーケティング事業では、トップYouTuberであるヒカル、ラファエル、禁断ボーイズ、スカイピース、ねおや歩乃華などが所属し、当社の課題となっている若年層向けマーケティングに特化しています。

本資本業務提携により、当社とVAZは、共同して「地方活性化」「採用広報」や「学校広報」などの分野において、若年層を対象にインフルエンサーマーケティングを活用した新しいマーケティングをクライアント企業に提供してまいります。また、両社で協業するにあたり、当社は、VAZが実施する第三者割当により発行される新株式を引き受け、より緊密な関係を構築するとともに、両社の協業によって生み出されるVAZの企業価値向上による株主価値向上のメリットも享受してまいります

#### ②業務提携の内容

当社とVAZとの間で現時点で合意している業務提携の内容は以下の通りです。

- ・地域活性化広報
- ・採用広報
- ・学校広報

### ③資本提携の内容

当社は、VAZが実施する第三者割当により発行される新株式であるC種優先株式300株を引き受け、総額1億8百万円の出資を行います。なお、同C種優先株式は、残余財産の分配やみなし清算に伴う対価財産の分配にかかる優先条項及び普通株式の交付と引換えにする取得請求権条項などが付されております。また、VAZが実施する当該第三者割当増資の後、当社が引き受けるC種優先株式300株を、VAZの普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全ての発行済株式総数で除した議決権割合は1.82%となる見込みです。

### (2) 本第三者割当増資

①募集等の方法 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

②発行する株式の種類及び数 普通株式97,532株

③発行価格 1株につき1,743円

④発行総額 169,998,276円

⑤資本組入額 1株につき871.5円

⑥増加する資本金の額 84,999,138円

⑦発行スケジュール 平成30年2月15日 臨時取締役会決議

平成30年3月3日 届出効力発生日

平成30年3月5日 払込期日

⑧払込期日 平成30年3月5日

⑨新株の配当起算日 平成30年3月5日

⑩割当先 株式会社新東通信

⑪資金の用途 上記「本資本業務提携」の資金、及び新しいマーケティング分野の強化にかかる資金に使用いたします。

### 13. その他の注記

該当事項はありません。



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月23日

共同ピーアール株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 市川 亮悟 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 白取 一仁 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、共同ピーアール株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月27日

共同ピーアール株式会社 監査役会

|           |     |     |   |
|-----------|-----|-----|---|
| 常 勤 監 査 役 | 中 田 | 一 久 | ㊟ |
| 社 外 監 査 役 | 行 本 | 憲 治 | ㊟ |
| 社 外 監 査 役 | 黒 澤 | 基 弘 | ㊟ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 当事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款24条（取締役の任期）につき所要の変更を行うものであります。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款49条（剰余金の配当等の決定機関）及び第50条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款7条（自己の株式の取得）、第50条（剰余金の配当）及び第51条（中間配当）を削除するものであります。  
また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1～5 (条文省略)<br>(新 設)<br>(新 設)<br>(新 設)<br>(新 設)<br><u>6. 前各号に付帯関連する一切の事業</u> | (目的)<br>第2条 (現行どおり)<br>1～5 (現行どおり)<br><u>6. クライアントのブランディングビジネスに関する業務</u><br><u>7. コンテンツビジネスに関する業務</u><br><u>8. ダイレクトマーケティングに関する業務</u><br><u>9. 広告代理業</u><br>10. 前各号に付帯関連する一切の事業 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の任期)</p> <p><u>第24条</u> 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役又は退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>                                               | <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の任期)</p> <p><u>第23条</u> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p>                                                                                                                                               |
| <p>第2章 株 式<br/>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p><u>第8条～第23条</u> (条文省略)<br/><u>第25条～第48条</u> (条文省略)</p> <p>第6章 計 算<br/><u>第49条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>第2章 株 式</p> <p>(削 除)</p> <p><u>第7条～第22条</u> (現行どおり)<br/><u>第24条～第47条</u> (現行どおり)</p> <p>第6章 計 算<br/><u>第48条</u> (現行どおり)<br/>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p><u>第49条</u> <u>当社は、剰余金の配当その他の会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p>                                                                                         | <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第50条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>③ 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> |
| <p>(剰余金の配当)</p> <p>第50条 当社は株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>               | <p style="text-align: center;">(削 除)</p>                                                                                            |
| <p>(中間配当)</p> <p>第51条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の定めによる剰余金の配当（以下「中間配当」という）をすることができる。</p> | <p style="text-align: center;">(削 除)</p>                                                                                            |
| <p>第52条 (条文省略)</p>                                                                                                               | <p>第51条 (現行どおり)</p>                                                                                                                 |

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                    | 当社株式<br>所有数 |
|-------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | 古賀尚文<br>(昭和22年10月4日生) | 昭和46年4月 一般社団法人共同通信社入社<br>平成10年7月 同社会部長<br>平成16年9月 同業務局長<br>平成19年6月 同常務理事経営本部長兼社長室長<br>平成22年6月 株式会社共同通信社代表取締役専務<br>平成23年6月 同社代表取締役社長<br>平成26年6月 同社常勤相談役<br>平成28年3月 当社取締役会長(現任)<br>〔重要な兼職の状況〕<br>特になし                                                                                              | 7,000株      |
| 2     | 谷鉄也<br>(昭和45年9月3日生)   | 平成13年9月 (株)新東通信入社<br>平成17年9月 同社取締役執行役員<br>平成25年9月 同社代表取締役社長<br>平成27年3月 当社取締役<br>平成27年8月 同社代表取締役社長(現任)<br>平成27年8月 (株)新東通信取締役(現任)<br>平成29年1月 当社PRアカウント本部本部長(現任)<br>〔重要な兼職の状況〕<br>共和ピー・アール株式会社 取締役、株式会社マンハッタンピープル 取締役、株式会社STホールディングス 代表取締役、株式会社新東通信 取締役、株式会社M'sブリッジ取締役、上海新東通信广告有限公司 董事、クローク株式会社 取締役 | 0株          |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                 | 当社株式<br>所有数 |
|-----------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3         | ぬま た ひで ゆき<br>沼 田 英 之<br>(昭和34年1月24日生) | 昭和56年4月 株式会社新東通信入社<br>平成17年9月 同社取締役常務執行役員<br>平成24年9月 同社取締役 (現任)<br>平成27年3月 当社取締役<br>平成27年3月 当社取締役副社長 (現任)<br>平成27年11月 共和ピー・アール株式会社代表<br>取締役 (現任)<br>平成29年1月 当社PRアカウント本部副部長<br>(現任)<br>〔重要な兼職の状況〕<br>共和ピー・アール株式会社 代表取締役社長、株<br>式会社マンハッタンピープル 取締役、株式会社<br>新東通信 取締役、株式会社M'sブリッジ 代<br>表取締役 | 200株        |
| 4         | にし い まさ と<br>西 井 雅 人<br>(昭和36年8月8日生)   | 昭和61年1月 株式会社新東通信入社<br>平成23年9月 同社取締役上席執行役員<br>平成24年9月 同社取締役 (現任)<br>平成27年3月 当社取締役<br>平成27年3月 当社専務取締役 (現任)<br>平成28年1月 当社コーポレート本部本部長<br>(現任)<br>〔重要な兼職の状況〕<br>共和ピー・アール株式会社 取締役、株式会社マ<br>ンハッタンピープル 取締役、株式会社新東通<br>信 取締役、日本プロパティマネジメント株式会<br>社 監査役、上海新東通信広告有限公司 監事                          | 200株        |



| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 当社株式<br>所有数 |
|-----------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 5         | きむらただひさ<br>木村忠久<br>(昭和39年4月25日生) | 昭和61年4月 日本航空開発(株)入社<br>平成2年4月 (株)サザレコーポレーション入社<br>平成3年9月 当社入社<br>平成14年9月 当社部長(チーム長)<br>平成16年1月 当社第1業務局長<br>平成16年5月 当社執行役員<br>平成22年3月 当社取締役<br>平成23年12月 当社取締役辞任<br>平成24年4月 当社執行役員<br>平成25年4月 当社専務執行役員<br>当社業務本部長<br>平成26年3月 当社取締役(現任)<br>平成29年1月 当社PRアカウント本部特命担<br>当役員(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社マンハッタンピープル 取締役 | 3,100株      |
| 6         | はらのけいじ<br>原野圭司<br>(昭和31年10月6日生)  | 昭和54年4月 株式会社博報堂入社<br>平成7年12月 博報堂バンコク代表取締役社長<br>平成20年4月 株式会社博報堂グローバルアカ<br>ウント推進局局長<br>平成23年4月 同社海外業務推進室長<br>平成24年4月 同社中部支社支社長<br>平成28年4月 同社中部支社参与<br>平成28年11月 当社顧問<br>平成29年3月 当社取締役(現任)<br>平成29年4月 当社PRアカウント本部副本<br>部長(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>特になし                                                               | 0株          |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                       | 当社株式<br>所有数 |
|-----------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 7         | ※<br>あま ざき かつ じ<br>尼 崎 勝 司<br>(昭和25年5月3日生) | 昭和48年4月 大成建設株式会社 入社<br>昭和63年10月 株式会社パドドゥ (現 スイート・ベイジル株式会社) 代表取締役会長 (現任)<br>平成29年2月 一般社団法人日本デジタル芸術スポーツ文化創造機構 代表理事 (現任)<br>〔重要な兼職の状況〕<br>スイート・ベイジル株式会社代表取締役会長<br>一般社団法人日本デジタル芸術スポーツ文化創造機構 代表理事 | 0株          |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 尼崎勝司氏は、社外取締役候補者であります。なお、本議案が原案どおりに承認可決され、同氏が就任された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
4. 尼崎勝司氏を社外取締役候補者とした理由は、番組制作やイベントプロデュースに関する知識を活かし、当社の対処すべき課題であるコンテンツ事業の活性化および事業展開を進めていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 本議案が原案どおり承認可決され、尼崎勝司氏が取締役に選任された場合、当社との間で、会社法第423条第1項の責任について責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### 第3号議案 取締役及び監査役の報酬額決定方法と役員賞与支給の件

平成14年3月27日開催の第38期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、及び監査役の報酬限度額は年額20百万円以内と決議いただき、今日に至っております。この度、PR業界の経営環境の変化その他諸般の事情を勘案し、取締役ににつきましては、この報酬枠内において固定の月額報酬及び業績連動賞与として支給したいと存じます。

業績連動賞与の支給対象者は、業務執行取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を含みません。）であり、現在、対象となる員数は6名であります。

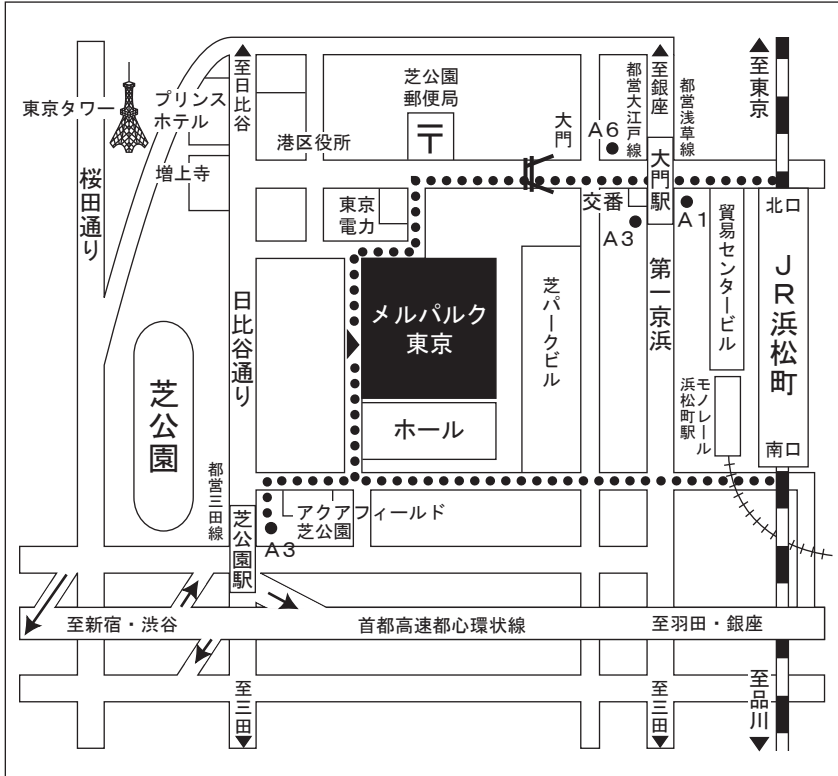
かかる取締役の個別の報酬額は取締役会に、監査役の個別の報酬額は監査役会にご一任いただきたいと思います。

また、平成29年12月期におきましては、取締役の報酬限度額の枠内において、業務執行取締役に賞与を支給させていただきたいと存じます。

以上

# 株主総会会場ご案内図

〒105-8582 東京都港区芝公園二丁目5番20号  
メルパルク東京 4階 孔雀の間



|    |                      |      |      |
|----|----------------------|------|------|
| 交通 | 都営地下鉄三田線             | 芝公園駅 | 徒歩2分 |
|    | 都営地下鉄浅草線・大江戸線        | 大門駅  | 徒歩4分 |
|    | J R山手線・京浜東北線、東京モノレール | 浜松町駅 | 徒歩8分 |